

第 年 月 日 号

様

地方局長

住居確保給付金支給変更決定通知書

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容

- 支給額 月額 円
- 支給方法 (代理受領に変更)

2 変更後の家賃に対する支給期間

年 月 ( 年 月家賃相当分) から  
年 月 ( 年 月家賃相当分) まで

3 変更理由 (例)

申請者から給付対象となる住宅の家賃が変更になったと申請があったため。  
申請者から、貸主等への口座振込による方法等 (代理受領) への受給方法の変更の申請があったため。

4 対象となる住宅 名称  
所在地

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)の翌日から起算して50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。